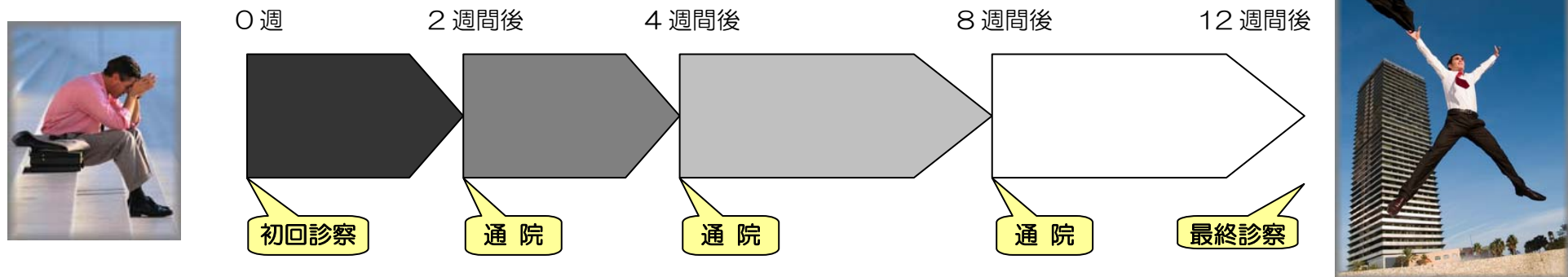




禁煙外来のご案内

平成21年6月15日より、保険診療の禁煙外来を始めました。
禁煙はつらく困難な作業ですが、誰でも必ず禁煙できることを断言します。
ぜひチャレンジして卒煙を勝ち取ってください。私たちが応援します。
さあ！禁煙チャレンジ！！

禁煙治療のスケジュール



詳しくは内科外来までお問い合わせください。
電話：472-8111（代表）

毎週月曜日 14:00~16:00（予約制）
担当医師 院長（内科） 江田 良輔

■禁煙外来（保険診療）における禁煙治療の流れ

保険給付の対象は以下の条件を満たす「ニコチン依存症」の患者です。

1. 直ちに禁煙しようと考えていること
2. ニコチン依存症のスクリーニングテスト「Tobacco Dependence Screener」（以下「TDS」）が5点以上であること
3. ブリンクマン指数（1日喫煙本数×喫煙年数）が200以上であること
4. 禁煙治療を受けることを文書により同意していること

■標準禁煙治療プログラム

標準的な禁煙治療プログラムは、12週間に渡り計5回の禁煙治療を行います。

まず、初回診察で禁煙開始日を決定します。

その後、2週間後、4週間後、8週間後、12週間後に禁煙継続のための治療を行います。

1. 初回診察

- ①喫煙状況、禁煙の準備性、TDSによる評価結果の確認
- ②喫煙状況とニコチン摂取量の客観的評価と結果説明（呼気一酸化炭素濃度測定）
- ③禁煙開始日の決定
- ④禁煙にあたっての問題点の把握とアドバイス
- ⑤禁煙補助薬（ニコチン製剤またはバレニクリン）の選択と説明

2. 再診 初回診察から2、4、8、12週間後（計4回）

- ①喫煙（禁煙）状況や離脱症状に関する問診
- ②喫煙状況とニコチン摂取量の客観的なモニタリングと結果説明（呼気一酸化炭素濃度測定等）
- ③禁煙継続にあたっての問題点の把握とアドバイス
- ④禁煙補助薬（ニコチン製剤またはバレニクリン）の選択と説明

